

12月は県下一斉国民健康保険税

滞納整理月間

12月は催告や徴収を強化

未納者や滞納者に対して税務職員が電話による催告や自宅への徴収を強化しますので、納付へのご協力をお願いします。

12月は国民健康保険制度を支えるための貴重な財源である

国保税の納付を推進する「県下一斉国民健康保険税滞納整理月間」です。

錦江町の医療費は年々増え続け、国保税の滞納は制度運用に支障をきたすことになります。

納期限内に納付している方との公平性も保てなくなりますので、必ず納期限内に納めてください。



国保税の滞納が続くと…

保険税を滞納すると有効期間の短い短期被保険者証が交付される場合があります。さらに滞納が続くと保険証の代わりに資格証明書が交付され、病院受診時に医療費をいったん全額自己負担することになります。高額療養費の限度額認定が受けられなくなる場合もありますので納付をお願いします。



令和3年度の町税差押え実績【令和3年10月現在】

差押え対象	対象者数	差押え額
預貯金	5人	278,579円
給与	4人	451,000円
出資金	4人	64,600円
生命保険	1人	30,000円
国税還付金	1人	116,050円
合計	15人	940,229円

納付が困難な場合は放置せず早めの相談を

やむを得ない事情により納付が困難な場合は、その事情に応じて分割による納付もできます。場合によっては猶予措置も受けられますので、納付しないまま放置せずお早めにご相談ください。



滞納期間に応じて次のような措置をとります

1 督促状や催告書を送付

納期限を過ぎると督促状を送付し、延滞金などを徴収する場合があります。督促状を送付しても納付がない場合には催告書を送付します。



納期限までに納めていない方には地方税法の規定に基づき納期限から20日以内に督促状を送付します。



督促状を送付しても納付がない方には納付を促すために催告書を送付。電話や自宅への訪問も強化します。

滞納が続く場合は財産調査や差押えの手続きに

2 第3者に対して財産調査

督促や催告を行っても納付に応じていただけない場合は、金融機関や勤務先など滞納者の財産を有する第3者等に対して財産調査を行います。財産調査は国税徴収法の規定により「滞納者の了承を得ることなく」行うことができます。

3 給与や預貯金などの差押え

自主的な納付に応じていただけない場合や、財産調査により一定の財産を発見した場合は滞納者の財産を差押えます。給与の場合は勤務先へ、預貯金の場合は金融機関へ差押通知書を送付。車両の場合はタイヤに車輪止めと財産公示書を装着してその使用を制限します。